

介護職員等による喀痰吸引等の制度について



宮崎県福祉保健部長寿介護課



内容

- ①喀痰吸引等の制度について
- ②喀痰吸引等の業務ができるまでの手続き
- ③過去の指導事例
- ④よくある質問



喀痰吸引等の制度について

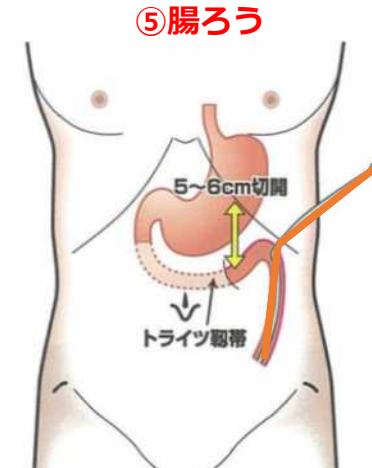
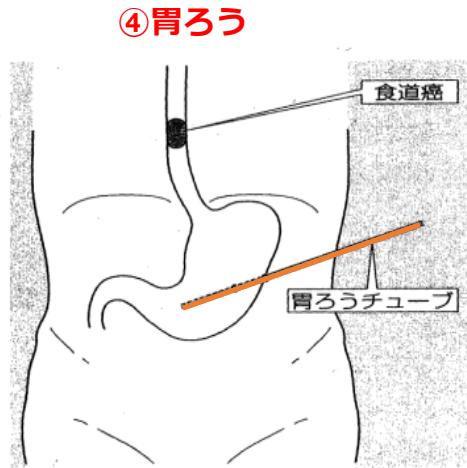
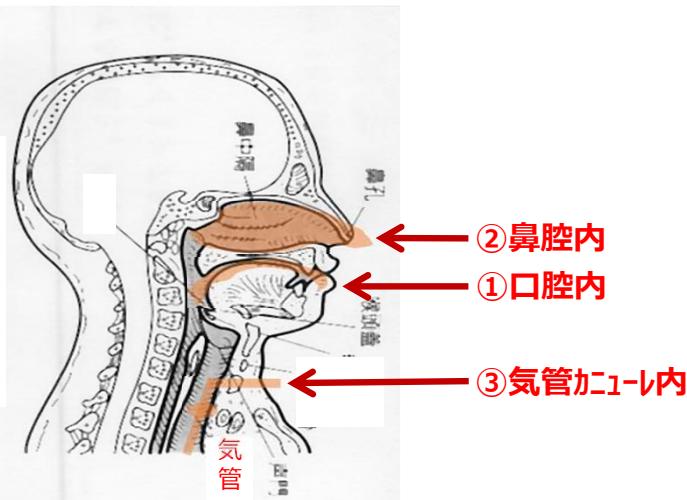


喀痰吸引等の制度について①

平成24年4月1日から社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、「喀痰吸引・経管栄養」という**医療行為**の一部を介護職員等が一定の条件の下、実施可能に。

○喀痰吸引等について

- ・たんの吸引 (①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内)
- ・経管栄養 (④胃ろう、⑤腸ろう、⑥経鼻経管栄養)



喀痰吸引等の制度について②

○喀痰吸引等行為を実施できる介護職員等

- ① 「喀痰吸引等行為が登録証に付記された介護福祉士」
- ② 「県による認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者」

上記に該当しない者が喀痰吸引等を実施した場合は、医師法や保健師助産師看護師法違反となり、これらの法令により罰せられる可能性があります。



喀痰吸引等の制度について③

○介護職員等による喀痰吸引等の業務を行うことができる事業者

- ① 「**登録喀痰吸引等事業者**（従事者に喀痰吸引等行為が登録証に付記された介護福祉士がいる事業所）」
- ② 「**登録特定行為事業者**（従事者に認定特定行為業務従事者がいる事業所）」

※施設・事業所内に介護福祉士と認定特定行為業務従事者がいて、両者とも行為を行う場合、上記①と②の両方の登録申請が必要となる。

登録をしていない施設・事業所で介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合は、社会福祉士及び介護福祉士法により罰せられる可能性があります。



喀痰吸引等の制度について④

○喀痰吸引等を実施するには、

①実施する個人（**従事者**）の資格

（行為が付記登録された介護福祉士もしくは認定特定行為業務従事者であること）

②実施する**事業者**としての都道府県への登録

の両方が必要となる。



片方だけでは実施できませんのでご注意ください！



喀痰吸引等の業務ができるまでの手続き



喀痰吸引等の業務を実施するまでの手続き（介護福祉士の場合）

[従業者（介護福祉士）]

※H28年度以降の介護福祉士国家試験合格者や既に医療的ケアに関する研修課程を修了している者

①介護福祉士の登録を行う。

②実地研修を受講する。

※自施設・事業所で実地研修を受けるには、施設が「登録喀痰吸引等事業者」であることが必須。

③介護福祉士登録証へ喀痰吸引等行為を付記する。

※((公財) 社会福祉振興・試験センターに申請↓)

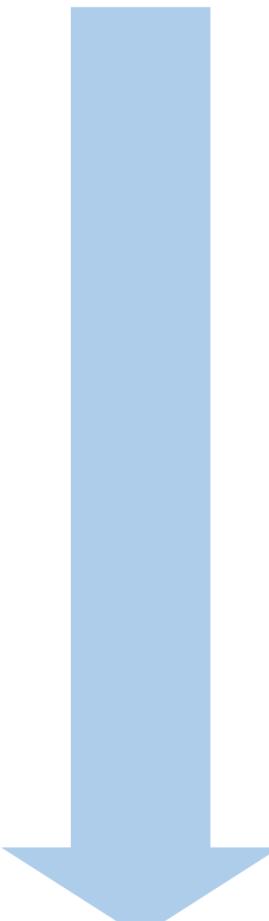
「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請について
https://www.sssc.or.jp/touroku/kakutan/kktn_04.html

[従業者が働く施設・事業所]

①県へ「登録喀痰吸引等事業者」の登録をする。

②新たに喀痰吸引等行為を登録証に付記した介護福祉士がいる場合は、県へ「変更登録届出書」を提出して従業者名簿に名前を追加する。

登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/choju00185.html>



喀痰吸引等の業務を実施するまでの手続き（介護職員等の場合）

[従業者（介護職員等）]

- ①登録研修機関で「喀痰吸引等研修」（第1・2号研修）を受講する。

※[登録研修機関一覧](#)↓

登録研修機関の登録申請等について
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20150817153308.html>

- ②県へ「認定特定行為業務従事者認定証」の申請をする。

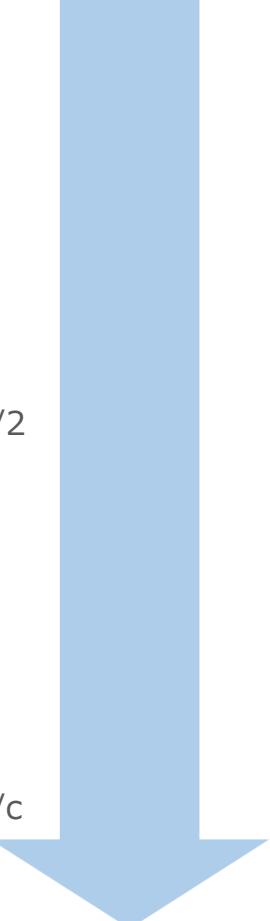
特定行為業務従事者の認定について（第一号、第二号研修修了者）
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/choju00209.html>

[従業者が働く施設・事業所]

- ①県へ「登録特定行為事業者」の登録をする。

- ②新たに認定特定行為業務従事者認定証を取得した介護職員等がいる場合、「変更登録届出書」を提出して従業者名簿に名前を追加する。

登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/choju00185.html>



喀痰吸引等の業務を実施するまでの手続き

○いずれの場合も、**介護福祉士登録証や認定証に記載があり、施設等が県に登録している行為のみ実施できます。**

例)

[従業者]

認定証に「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「経鼻経管栄養」と記載がある。

[従業者が働く施設]

「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」を登録している。

→ 「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」のみ実施可能。



過去の指導事例



指導事例

- 事業者登録を行っていない施設・事業所で資格を持った従事者が喀痰吸引等の行為を実施していた。
- 実地研修や登録研修機関での研修を修了しただけで、介護福祉士登録証への喀痰吸引等行為の付記や県から認定証の交付を受けていない従事者が喀痰吸引等の行為を実施していた。
- 事業者として登録した行為以外の特定行為を実施していた。
- 喀痰吸引等ができる資格を持った従業員が増えたにも関わらず、従事者名簿の変更届出をしていなかった。

場合によっては、法令により罰せられることもありますので
制度について十分にご理解の上、実施してください！



よくある質問



よくある質問

質問①

事業者登録の申請は事業所ごとに行うのか。

答え①

事業所（サービス）ごとに行う必要がある。

特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護等、併設する施設であっても対象者が異なる場合は、その業務内容が異なることから、**事業所ごとの申請が必要**。

よくある質問

質問②

看護師の資格を持っているが、介護職員として勤務している。研修の受講や、認定証の交付申請は必要か。

答え②

研修の受講や、認定証の交付申請は不要だが、
勤務する施設・事業所が「登録特定行為事業者」の登録を受けており、従業者名簿の中に名前が記載されている必要がある。

よくある質問

質問③

実地研修を修了すれば、すぐに喀痰吸引等を行っても良いか。

答え③

【介護職員等が喀痰吸引等を行う場合】

認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けることが必要。県に認定証の交付申請を行う。

【介護福祉士として喀痰吸引等を行う場合】

介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載されていることが必要。公益財団法人社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した喀痰吸引等行為の登録申請を行う。

また、行為の実施にあたっては、上記に加え、勤務する施設・事業所が事業者登録を受けていること、登録している従業者名簿に行為を実施する従業員の名前が載っていることが必要。

よくある質問

質問④

第3号研修を修了した場合、認定証の交付申請等の問い合わせ先はどこか。

答え④

宮崎県障がい福祉課（障がい者・就労支援担当）が問い合わせ先になります。

電話：0985-26-7068

特定行為業務従事者の認定について（第三号研修修了者）

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kurashi/shogaisha/20240301153148.html>

担当：施設介護担当

電話：0985-26-7058

メール：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県福祉保健部長寿介護課

